

「県営住宅の集約に伴う移転支援の方針」の概要

〔策定：令和5年3月〕

第1 方針策定の目的と位置づけ [P2~4]

1 方針策定の背景

(1) 将来的な住宅ストックの余剰

- ・人口減少・少子高齢化・世帯数減少の進行に伴い住宅ストックの余剰が増えていく。
- ・災害公営住宅が整備され、県全体の公営住宅の戸数は震災前の約1.4倍に増加。
⇒新たな公営住宅の整備を積極的に進める状況ではなくなっている。

(2) 県営住宅の老朽化の進行

耐用年限を迎える県営住宅については、適切に維持管理しつつ、地域の実情に応じた公営住宅の需給バランスや建物・入居状況等を勘案しながら、用途廃止の可否の検討を行う必要がある。

2 方針の目的

住生活の安定を確保するため、移転に伴う生業や住環境の変化による精神的・経済的な負担に十分配慮し、入居者の実情に応じた移転が円滑に進むよう、用途廃止の検討対象となる県営住宅の選定、入居者の移転円滑化のための基本的な方針を定めるもの。

3 方針の位置づけ

「宮城県住生活基本計画」及び「宮城県県営住宅ストック総合活用計画」に基づき策定するものであり、適用期間を今後10年間とするもの。なお、入居者の移転の状況を踏まえ、5年毎に見直すものとする。

第2 用途廃止と移転先の考え方 [P5~7]

1 公営住宅等の需給バランス

2 用途廃止住宅の検討

・構造別用途廃止時期を設定

耐火構造	竣工後70年
準耐火構造	〃 55年
木造	〃 50年

- ・構造別用途廃止時期の10年前までに、公営住宅の需給バランスや建物・入居状況等を勘案しつつ、用途廃止の可否を検討

3 移転先の考え方

近隣の公営住宅への集約移転

- ・市町村との協議
- ・セーフティネット住宅含む民間賃貸住宅等を移転先として検討
- ・福祉部門との連携

第3 集約移転に係る取組方針 [P8~11]

1 集約移転の基本的な方針

(1) 入居者への丁寧な対応

- ・団地毎の移転支援プログラムの策定
- ・入居者説明会や移転先意向調査の実施

(2) 関係機関との連絡調整

- ・市町村、地元自治会、
宮城県住宅供給公社、
社会福祉協議会、不動産業者 等

2 移転支援の進め方

(1) 移転の基本的な流れ

時期	移転支援内容
1年目～	・入居者説明会 ・移転先意向調査
2年目～	・移転支援の実施 (意向調査は継続)
概ね10年	移転完了

(2) 移転支援の主な内容

- 1) 相談窓口の設置
- 2) 移転補償の実施 (引越費用等の補償)
- 3) 公営住宅を活用した移転
(優先的な入居、移転先家賃負担軽減)
- 4) 自力での生活が困難な入居者への対応
(高齢者や障害者への支援)
- 5) 移転支援にあたり、配慮する事項
(高齢者等、入居者の状況による低層階への入居希望等)